○関東地方整備局告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第三百七十三号東京都市計画道路事業補助線街路第八十五号線

三　事業施行期間　自平成九年三月六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第二百四十四号東京都市計画道路事業補助線街路第八十八号線

三　事業施行期間　自平成十四年五月十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百十二号東京都市計画道路事業幹線街路放射第十六号線及び補助線街路第百十六号線

三　事業施行期間　自平成十三年三月三十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第四十七号東京都市計画道路事業補助線街路第百二十号線

三　事業施行期間　自平成十五年三月五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第二千百二号東京都市計画道路事業補助線街路第百三十六号線

三　事業施行期間　自平成三年十二月二十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千二百九十四号国分寺都市計画道路事業三・四・三号国分寺駅国立線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第百八十一号府中都市計画道路事業三・三・八号府中所沢線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月三十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十六号東村山都市計画道路事業三・四・十八号新小金井久留米線及び西東京都市計画道路事業三・四・二十六号新小金井久留米線

三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし